

包装食品に関する日本とEUのアレルギ－表示規制の比較

	日本	EU
表示対象	【表示義務】 卵、乳、小麦、落花生、エビ、ソバ、カニ	【表示義務】 グルテンを含む穀物(小麦、大麦、ライ麦、オーツ麦など)
	【表示推奨】 イクラ、キウイフルーツ、クルミ、大豆、バナナ、ヤマイモ、桃、サバ、サケ、イカ、鶏肉、リンゴ、マツタケ、アワビ、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉 ゴマ、カシューナッツ(2013年9月から追加)	甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、牛乳(乳糖を含む) ナッツ(アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、カシューナッツ、ペカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ) セロリ、マスタード、ゴマ 亜硫酸塩(濃度が1キロあるいは1リットル当たり10ミリグラム超の場合) ルピナス(マメ科植物)、軟体動物
留意事項	○商品にアレルギ－物質が含まれていることが明白な場合、アレルゲン表示義務がない場合がある。  (代替表記あるいは特定加工食品:ポジティブリスト制の例) マヨネーズ(卵)、パン、うどん(小麦)、みそ・豆腐・厚揚げ・納豆(大豆)、とろろ(ヤマイモ)、するめ(イカ)	○表示面積が10平方センチ未満の商品、アルコール(度数1.2%超)については、栄養表示義務はないが、アレルゲンは表示義務あり(注)。
	○一括表示方式を認める。	○一括表示方式は認めない。
	○異なる原材料が同じアレルゲンを含有する場合、1つの原材料で表示すれば、重複して(2つ以上の原材料に)表示する必要はない。	○それぞれの原材料ごとにアレルゲン表示が必要。

(注) 日本では表示面積が30平方センチ以下の商品やアルコールにはアレルゲン表示義務がない。

(出所) 消費者庁、欧州委員会、英国食品基準庁(FSA)資料を基に作成